

建設分野課題の進捗状況について

平成30年9月26日

国土交通省総合政策局情報政策課
建設経済統計調査室

目的

国土交通省は、建築着工統計調査補正調査の精度向上の取組の一環として、新たに調査事項を追加するとともに、現行の都道府県による実地調査から国土交通省による郵送調査への変更等の調査方法の見直しを検討している。本調査は、これらの見直しを実施した場合の実務上の影響等を把握し、今後の建築着工統計調査補正調査の企画・設計の検討における基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲
全国
- (2) 属性的範囲
建築基準法（以下「法」という。）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を行った建築主

報告を求める者

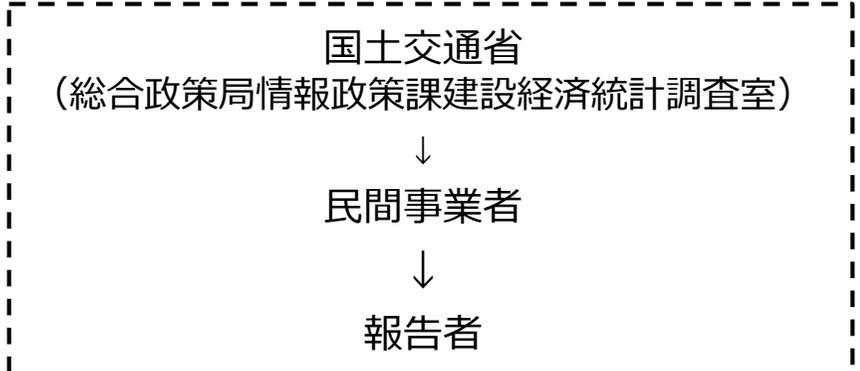
- (1) 数
約450人（母集団数：約50万人）
- (2) 選定の方法：有意抽出
法15条第1項の規定により届け出られた建築工事のうち、平成30年1月から平成30年8月までの間に当該工事の完了が予定されていたものから、都道府県、工事費予定額、構造の別に調査対象工事を有意抽出し、当該工事の建築主を選定

報告を求める事項

- (1) 工事の変更有無とその内容
- (2) 工事の完了期日
- (3) 工事実施床面積
- (4) 建築工事費実施額

報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織



(2) 調査方法：郵送調査

民間事業者から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを指定日までに返送

報告を求める期間

- (1) 調査の周期
1回限り
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
平成30年9月中旬～10月上旬

「建設工事進捗率調査」の調査計画について①

目的

建設工事進捗率調査は、建設総合統計を作成する際に、建設工事受注動態統計調査及び建築着工統計調査から得られる工事費額（請負契約金額または工事費予定額）を基に、月々の出来高を算出するため、工事種類・工期区分毎の工事進捗率を作成するものである。

調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲

平成27年度から平成29年度建設工事受注動態統計調査で報告のあった建設業者で以下①②の要件を満たす土木工事を受注した建設業者、または各都道府県にある社団法人建設業協会に加盟している建設業者で以下②③④の要件を満たす建築工事を受注した建設業者

- ① 平成29年3月から平成30年3月の間に完成
- ② 工期が2ヶ月以上23ヶ月以内の工事
- ③ 平成27年4月から平成28年3月に着工
- ④ 床面積10㎡超の工事費予定額500万円以上の新築・増築工事

報告を求める者

- (1) 数 約4,000事業者（母集団数：約7,500事業者）
（調査対象工事件数：約11,500件（母集団数：約103,500件））

- (2) 選定の方法：無作為抽出

土木工事：建設工事受注動態統計調査（平成27年度から平成29年度）を基に、「発注者別」「目的工事分類」「工事区分」「工事種類」「工期」別に層化し、選定する。（約10,000件）

建築工事：各都道府県にある社団法人建設業協会に加盟している建設業者の受注実績を基に、「用途」「構造」「工期」別に層化し、選定する。（約1,500件）

「建設工事進捗率調査」の調査計画について②

報告を求める事項

- ① 施工場所
- ② 発注者の種類
- ③ 積雪寒冷の影響の有無
- ④ 東日本大震災における災害復旧・復興工事の有無
- ⑤ 建築工事概要（建築工事のみ）
- ⑥ 土木工事概要（土木工事のみ）
- ⑦ 対象工事の当初の総工事費及び工期
- ⑧ 対象工事の最終の総工事費及び工期
- ⑨ 対象工事の工期開始年月と完了年月
- ⑩ 対象工事の月別出来高（百分比）
- ⑪ 月別出来高の種類

報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
国土交通省 → 民間事業者 → 報告者
- (2) 調査方法：郵送・オンライン
民間事業者から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを指定日までに返送

報告を求める期間

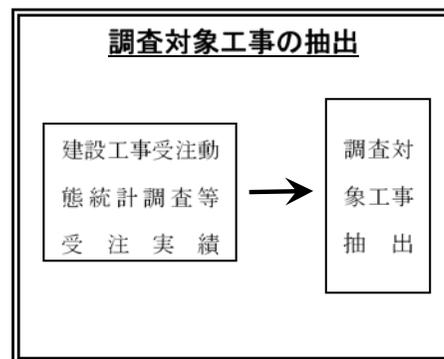
- (1) 調査の周期
1回限り
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
平成30年10月下旬～11月（予定）

調査スケジュール

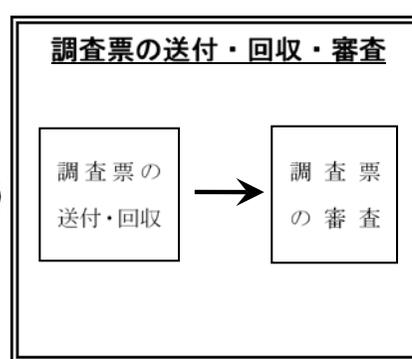
・ 今回の調査では、調査票の送付時期を早めに実施し、十分な督促期間を設けることで回収率の向上を図っていく。

・ 平成32年4月分からの建設総合統計の適用に向けて、建設工事進捗率を作成する予定。

・ ～平成30年9月末



・ 10月下旬～12月中



・ 平成31年1月～

